

## ■経営戦略策定の背景

平成27年10月に総務省が開催した「地方公営企業等に関する説明会」において、平成29年度から高資本費対策及び高料金対策に係る交付税措置の要件として、経営戦略の策定が明示されました。

本町においては、平成元年から料金の抑制を目的として、高資本費対策に係る交付税措置を受けており、平成29年度以降も交付を継続する必要があることから、本経営戦略を策定し、長期的な経営の方針を明確にするものです。

なお、本経営戦略の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年とします。

## ■本町の現状

## 1. 秩父別町農業集落排水事業に関する施設の現況

◇使用開始日：平成元年4月1日（供用開始から28年）

◇地方公営企業法の法適・非適用の区分：法非適用  
（法適化は現状では予定していません）

◇流域下水道等への接続の有無：無し

◇広域化・共同化・最適化等の実施状況

事業の広域化・共同化は実施していません。また、最適化については平成28年度及び平成29年度の2カ年で最適整備構想を策定中です。

◇処理区域内人口：1,821人

◇処理区域面積：1.11km<sup>2</sup>

◇普及率：72.61%

◇有収率：100.56%

◇処理区数：1

◇処理場：1

（秩父別町浄化センター）

（平成28年3月31日現在）

## 2. 料金

用途別	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1m <sup>3</sup> につき）
	基本水量	基本料金	
一般家庭用	4m <sup>3</sup> まで	959円	—
	6m <sup>3</sup> まで	1,439円	—
	10m <sup>3</sup> まで	2,376円	236円
営業用 団体用	10m <sup>3</sup> まで	2,376円	236円

平成元年の供用開始以降、実質的な料金改定は、平成18年の22%値上げを最後に行っておりません。

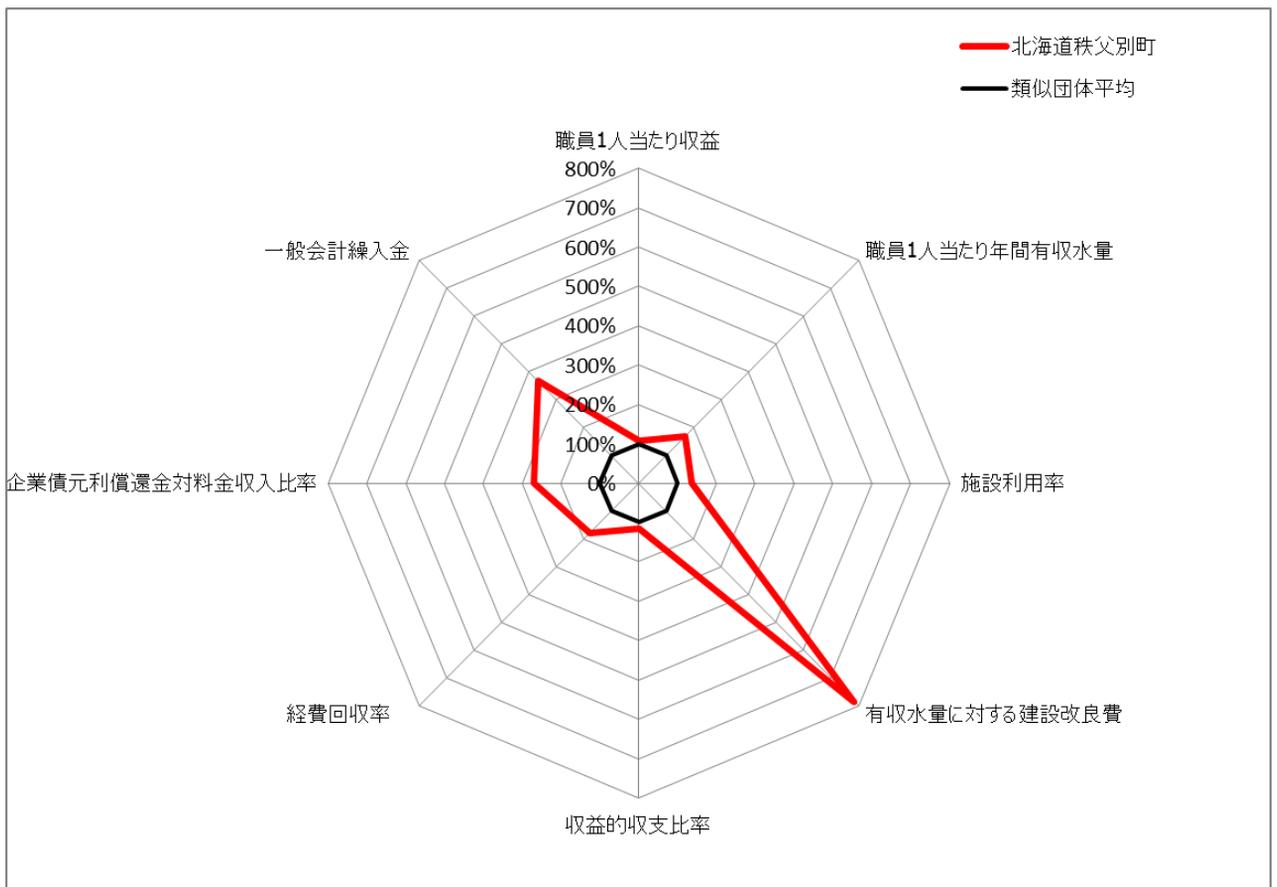
（消費税増税による改定を除く）

## ■事業における経営課題

主な8項目の経営指標から、本町の農業集落排水事業の現状における健全性を類似団体と比較すると、以下のとおりとなります。

このレーダーチャートでは、類似団体平均値を100とした場合の各指標の数値の比率を示しており、類似団体平均の外側にあれば、類似団体と比べて良好であることを示しています。

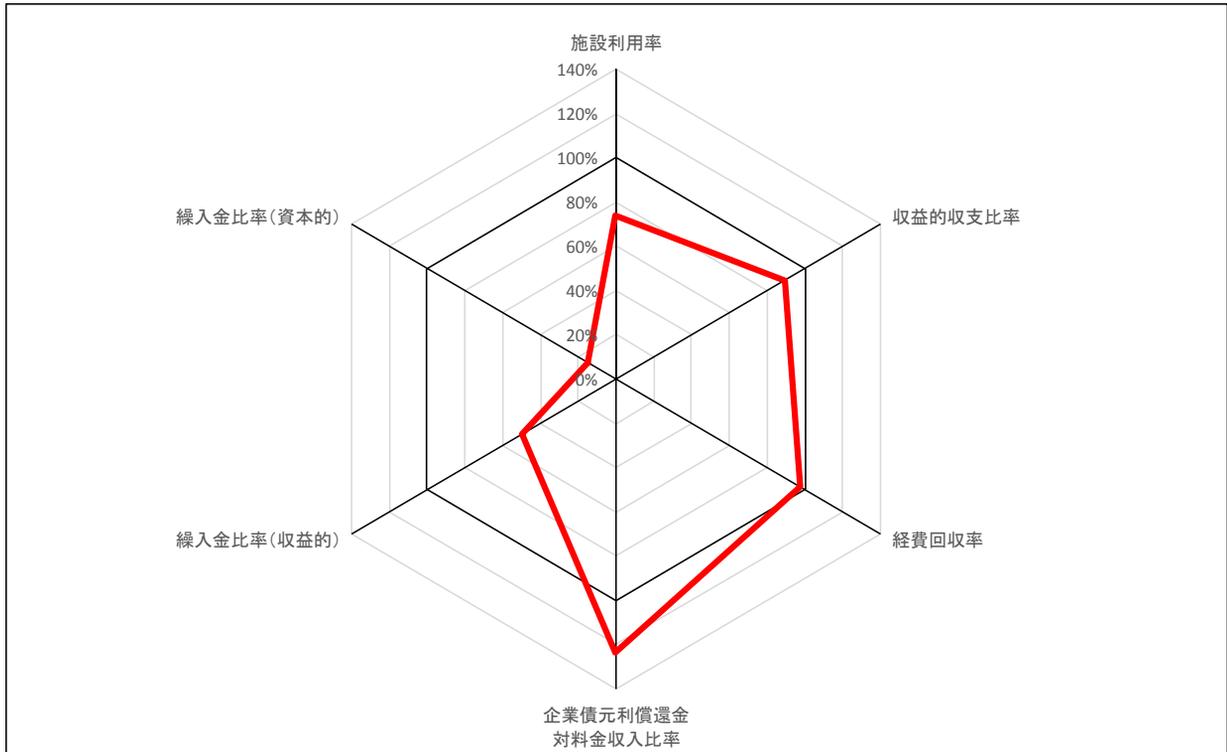
### ■平成26年度における類似団体との主な経営指標による分析結果



#### 【解説】

財務効率及び安全性について見てみると、収益的収支比率および経費回収率は、類似団体平均と比較して良好な数値を示しています。

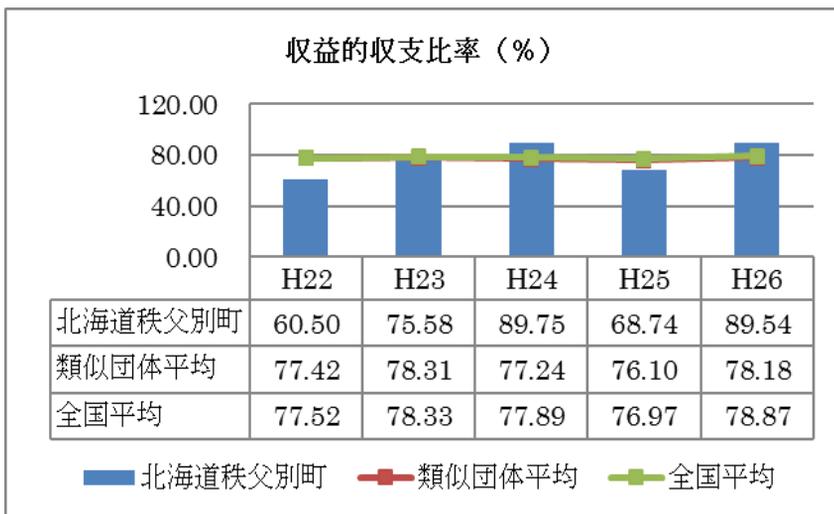
## ■平成26年単年度における秩父別町の各種比率分析結果



### 【解説】

平成26年単年度の収益的収支比率を見てみると、100%を下回っている指標が多く、赤字経営に陥っていることが示され、一般会計からの繰入金等の使用料収入以外の収入に依存していることが考えられます。また、企業債元利償還金対料金収入比率については100%を超えており、料金収入以上に元利償還金の支払いが生じていることが読み取れます。

## ■秩父別町における収益的収支比率



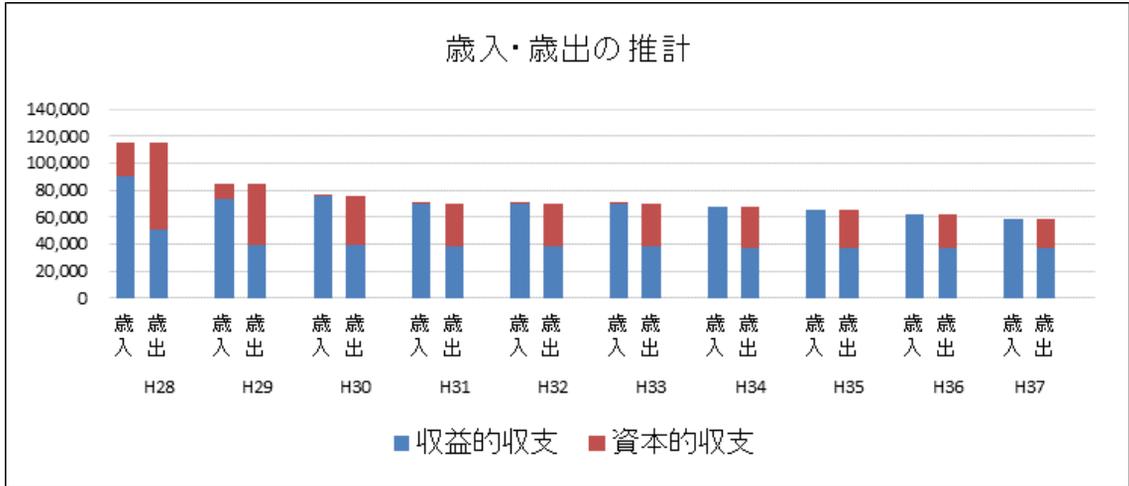
### 【解説】

収益的収支比率について、過去の推移を見てみると、平成26年度で89.54%と、類似団体平均、全国平均に比べて高水準になっています。しかしながら、過去5年間の推移を見ると平成22年度、平成25年度は類似団体平均、全国平均を共に下回って不安定な状況となっており、使用料の適正化を検討する必要性がうかがえます。

## ■長期財政推計の結果

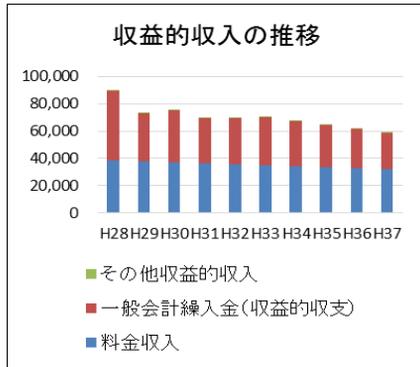
投資・財政計画の策定に当たっては、将来の見通しを検討し、どのような課題が生じ、どのような改善策が求められるのかを把握する必要があります。

このため、歳入と歳出の基本的な条件を現状のまま維持した場合の10カ年の財政推計を実施しました。



### 【解説】

長期財政推計の結果、施設・設備に関する建設改良費が発生しない平成29年度からは予算規模は60～80百万円程度で推移します。（収支不足額を一般会計から繰り入れているため、どの年度においても収支は必ず均衡することになります。）



### 【解説】

収益的収入は大半が料金収入と一般会計からの繰入金（全て基準内）で構成されます。人口減少に伴い料金収入は逡減し、平成28年度には38百万円程度の収入が見込まれるところ、平成37年度には32百万円程度まで減少することが予想されます。



### 【解説】

一般会計からの繰入金は、平成29年度以降、每期一般会計から30百万円前後の繰入が行われます。この中には地方自治法では定められていない法定外の繰入金（基準外繰入金）が含まれており、平成31年度以降、一般会計からの繰入金全体に占める比率が上昇し、平成37年度には60%を超えることが予想されます。

## ■ 推計結果からみた経営課題と対応策

本町では、人口減少を主な要因として料金収入が減少する一方で、平成37年度までの計画期間の中では多額の建設改良費が発生することはないと見られ、地方債償還金が減少する結果、経費回収率や汚水処理原価等の経営指標が大きく悪化することはありません。一般会計からの基準外繰入金についても、計画期間においては毎期15百万円前後で推移し、大きく増加することはありません。

ただし、本来は料金収入による独立採算が求められている点を考慮に入れると、一般会計からの繰入に頼る経営は好ましいものではなく、適切な料金設定の下で可能な限り繰入金を削減する必要があります。

### 【投資について】

本町の農業集落排水施設は、供用開始から27年が経過し、経年劣化が進行しています。

施設では供用開始以来、ほとんどの業務を民間委託で行っていることから、維持管理費の大幅な削減は期待できません。施設や機器類の更新・修繕を計画的・効率的に実施することで、投資の抑制と平準化を行います。本計画ではこれらを考慮し、毎期9百万円程度の建設改良費が発生することを前提としました。

なお、施設の老朽化への対応や維持管理費を低減し、施設機能を保全するために必要な対策方法を検討するため、最適整備構想を平成29年度中に策定するとともに、その後、収支計画を作り直す必要があります。

### 【財源について】

料金収入については、大規模機器更新及びコンポスト施設建設（平成10年度から13年度）のために借入れた下水道債の元利償還金及び維持管理費の増加により、平成18年度に下水道使用料を平均22%値上げ改定しています。また、平成26年4月1日からは消費税率が8%に改定されたため、一人暮らし高齢者等の使用量の少ない世帯に配慮し4㎡の料金区分を新設するとともに、下水道使用料、手数料について消費税増税に伴う料金改定を行いました。

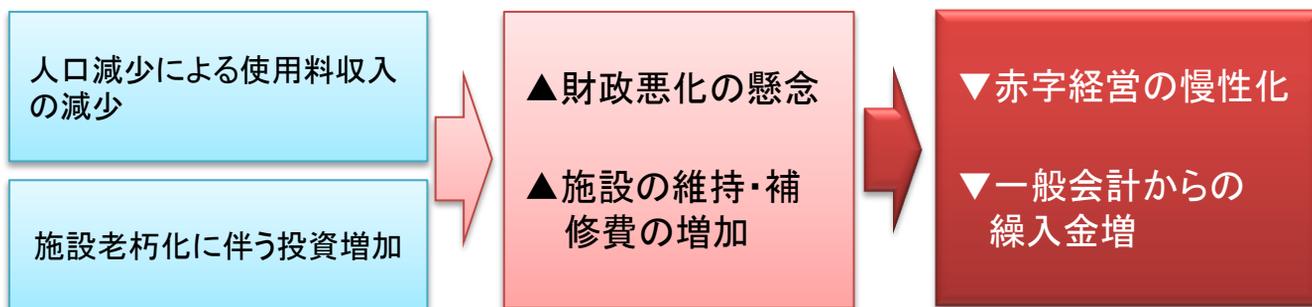
本町の農業集落排水事業における料金は全国的に見ても高水準であるため、これ以上の値上げについては慎重に判断を行う必要があると考えていますが、最適整備構想を策定後に、あらためて収支計画を作り直す中で、料金改定についても検討する必要があります。

### 【投資以外の経費について】

現時点で人件費も含めて最大限に経費を削減しているため、これ以上の経費削減策はないと考えています。

なお、コンポスト（汚泥堆肥化）施設については、得られる収益に比べて経費が過大となっており、機械類の痛みが激しくランニングコストも多額に発生しており、経営を圧迫していることから、施設のあり方について今後検討していきます。

## 懸念される負の連鎖



■投資・財政計画(収支計画)

(単位：千円/%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収入	1 総収益(A)	77,545	90,459	89,820	73,078	75,410	69,571	69,997	70,348	67,778	64,956	62,060	59,122
	(1) 営業収益(B)	38,269	38,484	38,580	37,961	37,245	36,544	35,855	35,109	34,378	33,663	32,963	32,277
	ア 料収	38,235	38,382	38,585	37,898	37,183	36,481	35,792	35,046	34,316	33,600	32,900	32,214
	イ 委託工事収益(C)												
	ウ その他(D)	34	102	15	62	62	62	62	62	62	62	62	62
	(2) 営業外収益(E)	39,276	51,975	51,240	35,117	38,165	33,027	34,142	34,142	35,239	33,400	31,293	29,097
	ア 他会社収益(F)	38,402	51,660	50,959	34,823	37,871	32,733	33,848	34,945	33,106	33,106	30,999	28,803
	イ その他(G)	874	315	281	294	294	294	294	294	294	294	294	294
	(3) 雑収益(H)	40,518	44,134	51,208	39,921	39,069	38,578	38,302	38,084	37,769	37,556	37,386	37,256
	(1) 営業費用(I)	33,690	38,587	46,975	36,763	36,763	36,763	36,763	36,763	36,763	36,763	36,763	36,763
ア 職員給与	6,217	7,886	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	7,903	
イ その他	27,473	30,702	39,072	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860	
(2) 営業外費用	6,828	5,547	4,233	3,158	2,306	1,815	1,538	1,538	1,320	1,005	792	623	
ア 支払利息	6,828	5,547	4,233	3,158	2,306	1,815	1,538	1,538	1,320	1,005	792	623	
イ その他													
3 収支差引	(A)-(D)	37,027	46,325	38,612	33,157	36,341	30,993	31,695	32,265	30,010	27,400	24,674	21,867
1 資本的収入	(E)	15,161	14,670	25,185	11,412	719	51	54	57				
(1) 地方債	(F)	12,900	12,300	20,700	6,300								
ア 資本費平準化債		12,900	12,300	10,900	6,300								
(2) 他会計補助金		2,261	2,370	2,485	2,112	719	51	54	57				
(3) 他会計借入金													
(4) 他会計借入金													
(5) 国(都道府県)補助金				2,000	3,000								
(6) 工事負担金													
(7) その他													
2 資本的支出	(G)	49,013	63,364	63,798	44,569	37,060	31,044	31,749	32,322	30,010	27,400	24,674	21,867
(1) 建設改良費		8,602	21,733	24,755	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
ア 職員給与													
(2) 地方債償還金(H)		40,411	41,631	39,043	35,569	28,060	22,044	22,749	23,322	21,010	18,400	15,674	12,867
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引	(F)-(G)	△ 33,852	△ 48,694	△ 38,613	△ 33,157	△ 36,341	△ 30,993	△ 31,695	△ 32,265	△ 30,010	△ 27,400	△ 24,674	△ 21,867
収支再差引	(E)+(I)	3,175	△ 2,369	△ 1									
種立	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	315	3,489	1,120	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	3,489	1,120	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)	3,489	1,120	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119
(N)-(O)													
赤字比率	$\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	95.8%	105.5%	99.5%	96.8%	112.3%	114.8%	114.7%	114.6%	115.3%	116.1%	117.0%	118.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した( R ) 資金不足	(R)												
営業収益一委託工事収益(B)-(C)(S)	(S)	38,269	38,484	38,580	37,961	37,245	36,544	35,855	35,109	34,378	33,663	32,963	32,277
地方財政法による不足額	(R)/(S)×100												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会社計借入金	(W)												
地方債償還金	(X)	322,645	295,135	265,803	247,459	218,191	190,131	168,087	145,338	122,017	101,007	82,606	66,933